

魚津市告示第43号

魚津市障害者等移動支援事業実施要綱の一部改正について
魚津市障害者等移動支援事業実施要綱（平成18年魚津市告示第73号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月12日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">魚津市障がい者等移動支援事業実施要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、<u>それぞれ当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>障がい者 法第4条第1項に規定する障害者をいう。</u></p> <p>(2) <u>障がい児 法第4条第2項に規定する障害児をいう。</u></p> <p>(3) <u>障がい者等 障がい者及び障がい児をいう。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>個別支援型事業 一般の交通手段を利用することができるものの外出時の移動に支障があるため、個別支援が必要な障がい者等に対するマンツーマンによる支援を行うものをいう。</u></p> <p>(7) <u>車両移送型事業 公共交通機関を利用した移動が著しく困難な障害者等に対する専用特殊車両を用いた事業で、原則として魚津市内を送迎範囲として、出発地から目的地まで移送するものをいう。ただし、緊急その他やむを得ない事由で、魚津市社会福祉事務所長(以下「所長」という。)が必要と認める場合は、送迎範囲を黒部市内及び滑川市内まで拡大することができるものとする。</u></p> <p>(8) <u>個別支援型事業登録事業者 第15条の規定に基づき個別支援型事業を適切に供与することができる」と市長が認めた者をいう。</u></p> <p>(9) <u>車両移送型事業受託者 車両移送型事業を適切に供与できると市長が認めた者で、車両移送型事業に係る委託契約を市と交わしたものをいう。</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(実施主体)</p> <p>第3条 <u>この事業の実施主体は、魚津市とする。</u></p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 <u>この事業の対象者は、本市に居住する障がい者又は本市に居住する保護者の障がい児であって、外出時の移動に支障があるものとする。ただし、個別支援型事業においてのみ、本市以外の市区町村が障害福祉サービス等による援護を行っている障がい者等は、この限りではない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>本市以外に居住する障がい者又は本市以外に居</u></p>	<p style="text-align: center;">魚津市障害者等移動支援事業実施要綱</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において使用する用語は、<u>法において使用する用語の例によるほか、</u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>障害者等 障害者及び障害児をいう。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>個別支援型事業 一般の交通手段を利用することができるものの外出時の移動に支障があるため、個別支援が必要な障害者等に対するマンツーマンによる事業をいう。</u></p> <p>(5) <u>車両移送型事業 公共交通機関を利用した移動が著しく困難な障害者等に対する専用特殊車両を用いた事業で、原則として魚津市内を送迎範囲として、介護者が添乗し、出発地から目的地までを往復するものをいう。ただし、緊急その他やむを得ない事由で、魚津市社会福祉事務所長(以下「所長」という。)が必要と認める場合は、送迎範囲を黒部市内及び滑川市内まで拡大することができるものとする。</u></p> <p>(6) <u>事業受託者 事業を適切に供与できると市長が認めた者で、事業に係る委託契約を市と交わしたものをいう。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 <u>事業の対象者は、魚津市に居住地を有する障害者等であって、外出時の移動に支障があるものとする。ただし、個別支援型事業においてのみ、魚津市以外の市区町村が障害福祉サービス等による援護を行っている障害者等は、この限りではない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>魚津市以外に居住地を有する障害者等であって</u></p>

改正後	改正前
<p><u>住する保護者の障がい児</u>であって、外出時の移動に支障があるものの内、<u>本市が障害福祉サービス等による援護</u>を行っており、居住地を有する市区町村が当該事業の利用を認めない者は、個別支援型事業を利用することができる。</p>	<p>、外出時の移動に支障があるものの内、<u>魚津市が障害福祉サービス等による援護</u>を行っており、居住地を有する市区町村が当該事業の利用を認めない者は、個別支援型事業を利用することができる。</p>
<p>3 車両移送型事業の対象者は、利用の申請をする年度の前年（利用の申請をする日が1月から6月までにあるときは前々年）における合計所得金額（ただし、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合にあつては、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）とする。）の世帯合計額が1,000万円未満の世帯に属する障がい者等であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、所長が必要と認めたもの</u> (利用の申請)</p>	<p>3 車両移送型事業の対象者は、利用の申請をする年度の前年（利用の申請をする日が1月から6月までにあるときは前々年。）における合計所得金額（ただし、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合にあつては、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）とする。）の世帯合計額が1,000万円未満の世帯に属する障害者等であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>所長が必要と認めたもの</u> (利用の申請)</p>
<p><u>第5条 この事業を利用しようとする者（障がい児に対する支援を希望する場合は、当該障がい児の保護者。以下「申請者」という。）は、魚津市障がい者等移動支援事業利用申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、所長に提出するものとする。</u></p> <p>(1) <u>障がい者等と確認できる書類</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、所長が必要と認める書類</u> (審査)</p>	<p><u>第4条 事業を利用しようとする障害者又は障害児の保護者（以下これらを「申請者」という。）は、魚津市障害者等移動支援事業利用申請書（様式第1号）を所長に提出するものとする。</u></p> <p>(審査)</p>
<p><u>第6条 所長は、前条の規定による申請があつたときは、事業の提供体制及び申請に係る障がい者等の次に掲げる事項を勘案して、事業の利用の可否を審査するものとする。</u></p> <p>(1) - (6) (略)</p> <p>2 所長は、前項の審査の結果、事業の利用を決定する場合には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>1月当たりの事業の利用量</u>（前号に定める事業の利用期間における<u>1月当たりの事業の利用量の上限は次の表のとおりとする。ただし、所長が必要と認めるときは、事業の利用期間における1月当たりの事業の利用</u></p>	<p><u>第5条 所長は、前条の規定による申請があつたときは、事業の提供体制及び申請に係る障害者等の次に掲げる事項を勘案して、事業の利用の可否を審査するものとする。</u></p> <p>(1) - (6) (略)</p> <p>2 所長は、前項の審査の結果、事業の利用を決定する場合には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 前号に定める事業の利用期間における<u>一月当たりの事業の利用量の上限は次の表のとおりとする。ただし、所長が必要と認めるときは、事業の利用期間における一月当たりの事業の利用量を最大時間まで拡大できる</u></p>

改正後

量を最大時間まで拡大できるものとする。〕

支援の種類	区分	上限量
車両移送型事業	市民税課税世帯	片道6回
	市民税非課税世帯	片道8回
(略)		

3 所長は、事業の利用を決定したときは、申請者に魚津市障がい者等移動支援事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）を交付するものとする。

4 所長は、車両移送型事業の利用を決定したときは、前項に加え、魚津市障がい者等移動支援事業委託決定通知書（様式第3号）を車両移送型事業受託者に交付するものとする。

（利用内容の変更）

第7条 前条の規定による利用の決定を受けた者（以下「利用決定者」という。）で、その決定の内容の変更を求めるときは、魚津市障がい者等移動支援事業利用変更申請書（様式第4号）を所長に提出するものとする。

2 （略）

3 所長は、利用内容の変更を決定したときは、利用決定者に魚津市障がい者等移動支援事業利用変更決定（却下）通知書（様式第5号）を交付するものとする。

4 所長は、車両移送型事業の利用内容の変更を決定したときは、前項に加え、車両移送型事業受託者に魚津市障がい者等移動支援事業委託変更決定通知書（様式第6号）を交付するものとする。

（利用決定の取消し）

第8条 所長は、利用決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を取り消すことができる。

（1）この事業の要件に該当しなくなったとき

（2）（略）

（3）前2号のほか、所長が取り消す必要があると認めるとき

2 所長は、前項の規定により事業の利用を取り消したときは、魚津市障がい者等移動支援事業利用取消通知書（様式第7号）を利用決定者に交付するものとする。

改正前

ものとする。

支援の種類	区分	上限量
車両移送型事業	市民税課税世帯	往復3回
	市民税非課税世帯	往復4回
(略)		

3 所長は、事業の利用を決定したときは、申請者に魚津市障害者等移動支援事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）を交付するものとする。

4 所長は、事業の利用を決定したときは、魚津市障害者等移動支援事業委託決定通知書（様式第3号）を事業受託者に交付するものとする。

（利用内容の変更）

第6条 利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）で、その決定の内容の変更を求めるときは、魚津市障害者等移動支援事業利用変更申請書（様式第4号）を所長に提出するものとする。

2 （略）

3 所長は、利用内容の変更を決定したときは、利用者に魚津市障害者等移動支援事業利用変更決定（却下）通知書（様式第5号）を交付するものとする。

4 所長は、利用内容の変更を決定したときは、事業受託者に魚津市障害者等移動支援事業委託変更決定通知書（様式第6号）を交付するものとする。この場合において、新たに利用内容に係る事業受託者となる者に対しては、魚津市障害者等移動支援事業委託決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

（利用決定の取消し）

第7条 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を取り消すことができる。

（1）この事業の対象者でなくなったとき

（2）（略）

（3）その他所長が事業の利用を不相当と認めるとき

2 所長は、前項の規定により事業の利用を取り消したときは、魚津市障害者等移動支援事業利用取消通知書（様式第7号）を利用者に、魚津市障害者等移動支援事業委託解除通知書（様式第8号）を事業受託者に交付するものと

改正後	改正前
<p>3 <u>所長は、車両移送型事業の利用を取り消したときは、前項に加え、魚津市障がい者等移動支援事業委託解除通知書（様式第8号）を車両移送型事業受託者に交付するものとする。</u></p> <p>（利用方法）</p> <p>第9条 <u>この事業を利用するときは、利用決定者が魚津市障がい者等移動支援事業利用決定通知書（様式第2号）又は魚津市障がい者等移動支援事業利用変更決定（却下）通知書（様式第5号）を個別支援型事業登録事業者又は車両移送型事業受託者に提示し、直接申し込むものとする。</u></p> <p>（法令による給付との調整等）</p> <p>第10条 <u>この事業の利用は、法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令の規定による給付等に基づくサービスのうち同様のサービスを受けられるときは、当該サービスを優先させるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項によるサービスを受ける日は、この事業を利用することができない。ただし、所長が緊急その他やむを得ない事由であると認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>（個別支援型事業の費用の支給）</p> <p>第11条 <u>市長は、この事業にて実際に支援を受ける障がい者等（以下「利用者」という。）が個別支援型事業の支援を受けたときは、1回につき市長が別に定める単価表に定める額の100分の90に相当する額を利用決定者に支給する。ただし、次に掲げる場合には、100分の100に相当する額を支給する。</u></p> <p>（1） <u>利用の申請をする年度（利用の申請をする日が4月から6月までにあるときは前年度）における市民税について、利用者及びその配偶者が非課税であるとき。ただし、利用者が18歳未満の場合は、住民票上の世帯員の全てが市民税非課税であるとき。</u></p>	<p>する。</p> <p>（費用の支払）</p> <p>第8条 <u>個別支援型事業の利用者は、次の各号に掲げる場合を除き、当該利用に要する費用の1割に相当する額を事業受託者に支払うものとする。</u></p> <p>（1） <u>利用者が障害者で、障害者本人及び配偶者が市民税非課税であるとき。</u></p> <p>（2） <u>利用者が障害児で、住民票上の世帯員の全てが市民税非課税であるとき。</u></p> <p>（法令による給付との調整）</p> <p>第9条 <u>この事業の利用は、法、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令の規定により同様のサービスを受けられるときは、重複して利用できないものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p>(2) <u>利用者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるとき。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、利用決定者があらかじめ同項の規定による費用の支給について代理受領を申し出ている場合は、当該利用決定者に支給すべき額の限度において、当該利用決定者に代わり実際に支援を行った個別支援型事業登録事業者に支払うことができる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定による支払があったときは、利用決定者に対し第1項の規定による費用の支給があったものとみなす。</u></p> <p>4 <u>第2項の規定による支払があったときは、当該個別支援型事業登録事業者は当該利用決定者に対して費用を受領した旨を通知するものとする。</u> <u>（車両移送型事業の利用料金）</u></p> <p>第12条 <u>車両移送型事業の利用料金は、無料とする。</u> <u>（個別支援型事業の事業者の登録等）</u></p> <p>第13条 <u>個別支援型事業に係る事業者の登録は、個別支援型事業を行う事業所ごとに行うものとする。</u></p> <p>2 <u>事業者は、法における居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の指定を受けた事業所のうち、いずれかの事業所を有していなければならない。</u> <u>（個別支援型事業の事業者の登録申請）</u></p> <p>第14条 <u>前条の規定に基づき個別支援型事業の事業者の登録を受けようとする者（以下「個別支援型事業登録申請者」という。）は、魚津市障がい者等移動支援事業（個別支援型事業）事業者登録申請書（様式第9号）に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>運営規程</u></p> <p>(2) <u>利用決定者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要</u></p> <p>(3) <u>従業員の勤務の体制及び勤務形態</u></p> <p>(4) <u>法における居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の指定を受けていることを証する書類</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</u> <u>（個別支援型事業の事業者の登録決定）</u></p> <p>第15条 <u>市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業者の登録の可否を決定し、個別支援型事業登録申請者に魚津市障がい者等移動支援事業（個別支援型事業）事業者登録決定（却下）通知書（様式第</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>10号)により通知するものとする。</u> <u>(個別支援型事業の事業者申請内容の変更等の届出)</u> 第16条 <u>前条の規定に基づき個別支援型事業の事業者の登録を受けた者は、申請内容に変更が生じたとき、及び当該事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、魚津市障がい者等移動支援事業(個別支援型事業)事業者変更(廃止・休止・再開)届出書(様式第11号)により、速やかに市長に届け出なければならない。</u> <u>(個別支援型事業の事業者の報告等)</u> 第17条 <u>市長は、個別支援型事業の実施に関して必要があると認めるときは、当該個別支援型事業登録事業者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</u> <u>(個別支援型事業の事業者の登録の取消し)</u> 第18条 <u>市長は、個別支援型事業登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その登録を取り消すことができる。</u> <u>(1) 第11条の規定による費用の請求に関し不正があったとき。</u> <u>(2) 個別支援型事業を行うことができなくなったとき。</u> <u>(3) 前条の規定による質問若しくは検査に応じず、又は虚偽の報告をしたとき。</u> <u>(4) 不正の手段により第15条に規定する登録を受けたとき。</u> <u>(5) 前各号のほか、市長が取り消す必要があると認めたとき。</u> 2 <u>市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、魚津市障がい者等移動支援事業(個別支援型事業)事業者登録取消通知書(様式第12号)により個別支援型事業登録事業者に通知するものとする。</u> <u>(その他)</u> 第19条 <u>この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p>	
<p>様式第1号(第5条関係) 【別記1】 様式第2号(第6条関係) 【別記2】 様式第3号(第6条関係) 【別記3】 様式第4号(第7条関係) 【別記4】</p>	<p>様式第1号(第4条関係) 【別記1】 様式第2号(第5条関係) 【別記2】 様式第3号(第5条関係) 【別記3】 様式第4号(第6条関係) 【別記4】</p>

改正後	改正前
様式第5号(第7条関係) 【別記5】	様式第5号(第6条関係) 【別記5】
様式第6号(第7条関係) 【別記6】	様式第6号(第6条関係) 【別記6】
様式第7号(第8条関係) 【別記7】	様式第7号(第7条関係) 【別記7】
様式第8号(第8条関係) 【別記8】	様式第8号(第7条関係) 【別記8】
様式第9号(第14条関係) 【別記9】	
様式第10号(第15条関係) 【別記10】	
様式第11号(第16条関係) 【別記11】	
様式第12号(第18条関係) 【別記12】	

魚津市障がい者等移動支援事業利用申請書

魚津市社会福祉事務所長 宛

下記のとおり申請します。

記

申請者	フリガナ					生年月日	年 月 日			
	氏名									
	居住地					電話番号				
フリガナ						生年月日	年 月 日			
申請に係る児童氏名						申請に係る児童との続柄				
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号		疾病名				
他サービス利用状況	障害福祉サービス等	障害程度区分等	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間					
		利用中のサービスの種類・内容等								
	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 ()	要介護 1 2 3 4 5				
		利用中のサービスの種類・内容等								
支援の種類・内容	個別支援型		身体介護 (あり・なし)							
	利用内容 主な利用について記入					時間 (/ 回)	回数 (/ 月)			
	官公署などでの手続、冠婚葬祭等					時間	回			
	買い物、理容等					時間	回			
	レジャー ()					時間	回			
	その他 ()					時間	回			
	時間量					時間 / 月				
	車両移送型									
	使用中の車いす		(手押し型 ・ 電動 ・ その他 :)							
	付添者氏名						続柄			
利用内容		出発地 : 目的地 :								

私は、この申請にあたり、利用決定の際に必要な税務資料やサービスの受給状況その他について、貴職が調査又は関係機関に照会することについて同意します。

年 月 日 氏名 _____

魚津市障がい者等移動支援事業の費用の支給の受領に関する権限について、事業者に委任します。 氏名 _____

魚津市障害者等移動支援事業利用申請書

魚津市社会福祉事務所長 あて

下記のとおり申請します。

記

申請者	フリガナ					生年月日	年 月 日				
	氏名										
	居住地					電話番号					
フリガナ						生年月日	年 月 日				
申請に係る児童氏名						続柄					
身体障害者手帳番号	種 級	療育手帳番号	A ・ B			精神保健福祉手帳番号	級				
他サービス利用状況	障害福祉サービス	障害程度区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6						有効期間	
		サービスの種類・内容等									
他サービス利用状況	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 () ・ 要介護 1 2 3 4 5						
		サービスの種類・内容等									
支援の種類・内容	個別支援型		身体介護 (あり・なし)								
	利用内容 主な利用について記入					時間 (/ 回)		回数 (/ 月)			
	官公署などでの手続、冠婚葬祭等					時間		回			
	買い物、理容等					時間		回			
	レジャー ()					時間		回			
	その他 ()					時間		回			
	時間量					時間 / 月					
	事業所										
	車両移送型										
	使用中の車いす		(手押し型 ・ 電動 ・ その他 :)								
付添者氏名							続柄				
利用内容		行先 : 回数 :									

私は、この申請にあたり、利用決定の際に必要な税務資料やサービスの受給状況その他について、貴職が調査又は関係機関に照会することについて同意します。

年 月 日 氏名

魚津市障がい者等移動支援事業利用決定（却下）通知書

様

魚津市社会福祉事務所長印

魚津市障がい者等移動支援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 決定

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地		電話番号	
フリガナ			生年月日	年 月 日
決定に係る 児童氏名			決定に係る 児童との続柄	
利用期間			個別支援型事業 費用負担	
支援の 種類・ 内容	個別支援型事業		身体介護（あり・なし）	
	時間量		月	時間
	車両移送型事業			
	利用回数		月	回
	利用内容		出発地：	目的地：
注意事項	1 本事業を利用する際は、この通知書を事業者に提示してください。 2 記載事項に変更があったときには、速やかに魚津市社会福祉事務所長に届け出てください。			

2 却下

却下理由	
------	--

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、魚津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

魚津市障害者等移動支援事業利用決定（却下）通知書

様

魚津市社会福祉事務所長印

魚津市障害者等移動支援事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 決定

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地		電話番号	
フリガナ			生年月日	年 月 日
決定に係る 児童氏名			続柄	
利用期間			費用負担	
支援の種類・ 内容	個別支援型		身体介護（あり・なし）	
		時間量	月 時間	
		事業所		
	車両移送型			
		利用回数	月 往復	
注意事項		1 本事業を利用する際は、この通知書を事業受託者に提示してください。 2 記載事項に変更があったときには、速やかに魚津市社会福祉事務所長に届け出てください。		

2 却下

却下理由	
------	--

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、魚津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

魚津市障がい者等移動支援事業委託決定通知書

様

魚津市社会福祉事務所長

魚津市障がい者等移動支援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名				
	居住地			電話番号	
	フリガナ			生年月日	年 月 日
	決定に係る 児童氏名			決定に係る 児童との続柄	
	利用期間				
支援の 種類・ 内容	車両移送型事業				
		利用回数	月 回		
		利用内容	出発地： 目的地：		
	注意事項				

年 月 日

魚津市障害者等移動支援事業委託決定通知書

様

魚津市社会福祉事務所長印

魚津市障害者等移動支援事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地		電話番号	
決定に係る 児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続柄	
利用期間			費用負担	
支援の種類・ 内容	個別支援型	身体介護（あり・なし）		
	時間量	月 時間		
	事業所			
	車両移送型			
	利用回数	月 往復		
注意事項				

魚津市障がい者等移動支援事業利用変更申請書

魚津市社会福祉事務所長 宛

下記のとおり申請します。

記

申請者	フリガナ					生年月日	年 月 日		
	氏名								
	居住地					電話番号			
フリガナ						生年月日	年 月 日		
申請に係る児童氏名						申請に係る児童との続柄			
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号		疾病名			
他サービス利用状況	障害福祉サービス等	障害程度区分等	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間				
		利用中のサービスの種類・内容等							
介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援 () ・要介護 1 2 3 4 5					
		利用中のサービスの種類・内容等							
変更事項 該当するものに	1 利用内容・支給量の変更								
	2 移動支援類型 (個別支援型 ・ 車両移送型) の追加								
変更後の支援の種類・内容	個別支援型		身体介護 (あり・なし)						
			利用内容	主な利用について記入			時間 (/ 回)	回数 (/ 月)	
			官公署などでの手続、冠婚葬祭等			時間	回		
			買い物、理容等			時間	回		
			レジャー ()			時間	回		
			その他 ()			時間	回		
			時間量			時間 / 月			
			車両移送型						
			使用中の車いす	(手押し型 ・ 電動 ・ その他 :)					
			付添者氏名				続柄		
		利用内容	出発地 : 目的地 :						

私は、この申請にあたり、利用決定の際に必要な税務資料やサービスの受給状況その他について、貴職が調査又は関係機関に照会することについて同意します。

年 月 日 氏名 _____

魚津市障害者等移動支援事業利用変更申請書

魚津市社会福祉事務所長 あて

下記のとおり申請します。

記

申請者	フリガナ					生年月日	年 月 日
	氏名						
	居住地					電話番号	
フリガナ						生年月日	年 月 日
申請に係る児童氏名						続柄	
身体障害者手帳番号	種 級	療育手帳番号	A ・ B			精神保健福祉手帳番号	級
他サービス利用状況	障害福祉サービス	障害程度区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6			有効期間
		サービスの種類・内容等					
介護保険	介護保険	要介護認定	有・無	要介護度	要支援()・要介護 1 2 3 4 5		
		サービスの種類・内容等					
変更事項 該当するものに	1 利用内容・支給量の変更			2 事業所の追加			
	3 移動支援類型(個別支援型 ・ 車両移送型)の追加						
変更後の支援の種類・内容	個別支援型		身体介護(あり・なし)				
	利用内容 主な利用について記入				時間(/ 回)	回数(/ 月)	
	官公署などでの手続、冠婚葬祭等				時間	回	
	買い物、理容等				時間	回	
	レジャー()				時間	回	
	その他()				時間	回	
	時間量				時間 / 月		
	事業所						
	車両移送型						
	使用中の車いす		(手押し型 ・ 電動 ・ その他 :)				
付添者氏名					続柄		
利用内容		行先 : 回数 :					

私は、この申請にあたり、利用決定の際に必要な税務資料やサービスの受給状況その他について、貴職が調査又は関係機関に照会することについて同意します。

年 月 日 氏名

年 月 日

魚津市障がい者等移動支援事業利用変更決定（却下）通知書

様

魚津市社会福祉事務所長印

魚津市障がい者等移動支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 決定

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地		電話番号	
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	決定に係る 児童氏名		決定に係る 児童との続柄	
	利用期間		個別支援型事業 費用負担	
支援の 種類・ 内容	個別支援型事業		身体介護（ あり・なし ）	
		時間量	月	時間
	車両移送型事業			
		利用回数	月	回
	利用内容	出発地： 目的地：		
注意事項	1 本事業を利用する際は、この通知書を事業者に提示してください。 2 記載事項に変更があったときには、速やかに魚津市社会福祉事務所長に届け出てください。			

2 却下

却下理由	
------	--

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、魚津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

魚津市障害者等移動支援事業利用変更決定（却下）通知書

様

魚津市社会福祉事務所長印

魚津市障害者等移動支援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 決定

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地		電話番号	
フリガナ			生年月日	年 月 日
決定に係る 児童氏名			続柄	
利用期間			費用負担	
支援の種類・ 内容	個別支援型		身体介護（あり・なし）	
		時間量	月 時間	
		事業所		
	車両移送型			
		利用回数	月 往復	
注意事項		1 本事業を利用する際は、この通知書を事業受託者に提示してください。 2 記載事項に変更があったときには、速やかに魚津市社会福祉事務所長に届け出てください。		

2 却下

却下理由	
------	--

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、魚津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

魚津市障がい者等移動支援事業委託変更決定通知書

様

魚津市社会福祉事務所長

魚津市障がい者等移動支援事業実施要綱第7条の規定により、下記の者の委託内容を変更しますので通知します。

記

申請者	フリガナ			生年月日	年 月 日
	氏名				
	居住地			電話番号	
	フリガナ			生年月日	年 月 日
	決定に係る 児童氏名			決定に係る 児童との続柄	
	利用期間				
支援の 種類・ 内容	車両移送型事業				
		利用回数	月 回		
		利用内容	出発地： 目的地：		
	注意事項				

年 月 日

魚津市障害者等移動支援事業委託変更決定通知書

様

魚津市社会福祉事務所長印

魚津市障害者等移動支援事業実施要綱第6条の規定により、下記の者の委託内容を変更しますので通知します。

記

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地		電話番号	
決定に係る 児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
			続柄	
利用期間			費用負担	
支援の種類・内容	個別支援型	-	身体介護（あり・なし）	
	時間量		月 時間	
	事業所			
	車両移送型			
	利用回数		月 往復	
注意事項				

年 月 日

魚津市障がい者等移動支援事業利用取消通知書

様

魚津市社会福祉事務所長印

魚津市障がい者等移動支援事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり通知します。

記

利用決定者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地			
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	決定に係る児童氏名		決定に係る児童との続柄	
	取消年月日			
	取消理由			

(審査請求及び取消訴訟に関する教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、魚津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

魚津市障害者等移動支援事業利用取消通知書

様

魚津市社会福祉事務所長印

魚津市障害者等移動支援事業実施要綱第7条の規定により、下記のとおり通知します。

記

利用者	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏 名		
	居住地		
利用に係る 児童氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日
		続 柄	
取消年月日			
取消理由			

（審査請求及び取消訴訟に関する教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、魚津市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、魚津市を被告として（訴訟において魚津市を代表する者は魚津市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

魚津市障がい者等移動支援事業委託解除通知書

様

魚津市社会福祉事務所長

魚津市障がい者等移動支援事業実施要綱第 8 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

利用決定者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居 住 地			
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	決定に係る 児 童 氏 名		決定に係る 児童との続柄	
	取消年月日			
	取消理由			

年 月 日

魚津市障害者等移動支援事業委託解除通知書

様

魚津市社会福祉事務所長印

魚津市障害者等移動支援事業実施要綱第 7 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

利 用 者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	居 住 地			
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	利用に係る 児 童 氏 名		続 柄	
	取消年月日			
	取消理由			

様式第9号（第14条関係）

魚津市障がい者等移動支援事業（個別支援型事業）事業者登録申請書

年 月 日

魚津市長 宛

申請者 所在地
名 称
代表者

魚津市障がい者等移動支援事業実施要綱第14条に規定する当該事業の事業者の登録を受けるに当たり、下記のとおり申請します。

記

申請者（設置者）	フリガナ			
	名 称			
	主たる事務所の所在地			
	法人である場合その種別		法人所轄庁	
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	代表者の職・氏名	職名		氏名
		生年月日		
	代表者の住所			
登録を受けようとする事業所	フリガナ			
	名 称			
	事業所の所在地			
	管理者の職・氏名・経歴・住所	職名		氏名
		生年月日		
		経歴		
	サービス提供責任者の職・氏名・経歴・住所	住所		
		職名		氏名
		生年月日		
	サービス提供責任者の職・氏名・経歴・住所	経歴		
住所				
登録申請をする事業の事業開始予定年月日		年 月 日		

（添付書類）「運営規程」、「利用決定者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要」、「従業者の勤務の体制及び勤務形態」及び「法における居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の指定を受けていることを証する書類」

様式第10号（第15条関係）

魚津市指令 第 _____ 号

事業者所在地

事業者名

事業者代表者

魚津市障がい者等移動支援事業（個別支援型事業）事業者登録決定（却下）通知書

年 ____ 月 ____ 日付で申請のあった魚津市障がい者等移動支援事業（個別支援型事業）事業者の登録について、魚津市障がい者等移動支援事業実施要綱第15条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

年 ____ 月 ____ 日

魚津市長 _____ 印

記

1 登録決定

事業者名

事業者所在地

事業者代表者名

事業所名

事業所所在地

登録開始日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

2 登録却下

却下の理由

様式第 11 号（第 16 条関係）

魚津市障がい者等移動支援事業（個別支援型事業）事業者変更（廃止・休止・再開）届出書

年 月 日

魚津市長 宛

届出者 所在地

名称

代表者

次のとおり登録決定を受けた内容を変更（廃止・休止・再開）しましたので届け出ます。

登録内容を変更（廃止・休止・再開）した事業所		名 称 —	
		所 在 地 —	
変更事項			
変更の内容			
1	事業者の名称	(変更前)	(変更後)
2	事業者の主たる事務所の所在地		
3	代表者の氏名、生年月日、住所又は職名		
4	事業所の名称		
5	事業所の所在地		
6	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所又は経歴		
7	事業所のサービス提供責任者の相談支援専門員の氏名、生年月日、住所又は経歴		
8	運営規程		
9	その他		
変更年月日		年 月 日	
廃止・休止・再開事項			
廃止・休止・再開年月日		年 月 日	
廃止・休止した理由			

（変更の場合の添付書類）「変更内容が確認できる書類」

（再開の場合の添付書類）「運営規程」、「利用決定者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要」、「従業員の勤務の体制及び勤務形態」及び「法における居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護の指定を受けていることを証する書類」

様式第12号(第18条関係)

魚津市指令 第 _____ 号

事業者所在地

事業者名

事業者代表者

魚津市障がい者等移動支援事業（個別支援型事業）事業者登録取消通知書

年 月 日付け魚津市障がい者等移動支援事業（個別支援型事業）事業者登録について、次のとおり取り消しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長 _____ 印

記

登録事業者	事業者名	
	所在地	
	代表者名	
登録取消 年月日	年 月 日	
登録取消 理由		

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前に旧要綱の規定によりなされた申請又は決定は、この告示の施行後の該当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

- 3 第14条及び第15条の規定による事業者の登録申請その他の準備行為は、この告示の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。